

大情審答申第 316 号  
平成 24 年 6 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会  
会長 小谷 寛子

## 大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 7 月 8 日付け大生保生第 247 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 5 月 2 日付け大生保生第 72 号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 4 月 18 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「同意書の規定が判る文書。（生保業務）※他法他施策についての件。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日 社援保発第 0330001 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 6 月 8 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 請求とは、言い難い公開決定だ。大情審答申第 272 号に係る生野区役所の決定書と他法他施策は、指導部局である健康福祉局（当時）が行った大健福第 1916 号及び第 1918 号の各公開決定と矛盾する。

- 2 24 区役所の市民の声の回答の内、同意書の文言を記載している区役所がある。  
また、生野区役所保健福祉担当（当時）（以下「保健福祉担当」という。）は自立支援医療適用に係る市民の声の回答で、同意書が必要と言っている。
- 3 生野区役所生活支援担当（当時）（以下「生活支援担当」という。）と他法他施策でトラブルになっているので、この回答を根拠に、生活支援担当に対して、同意書の規定を請求した。  
自立支援業務の窓口である保健福祉担当は同意書が要ると回答していることから、生活支援担当でも他法他施策の一つである自立支援医療適用の可否を問うときには同意書がなかったら申請できないはずである。  
保健福祉担当は意見書と同意書が要ると言っているが、生活支援担当は意見書も同意書もないのにあたかも申請できるように主張しており、一貫性を欠いている。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書として生活支援担当が特定したのは、異議申立人が請求する公文書の内容として「同意書の規定が判る文書。（生保業務）※他法他施策についての件。」とされていることから、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく各種扶助に関する取扱通知等を取りまとめた生活保護手帳に掲載されている「生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日 社援保発第 0330001 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」である。
- 2 生活支援担当は、平成 20 年 3 月 26 日に主治医に異議申立人に係る「診療状況についての照会」を行い、他法他施策の一つである自立支援医療の適用の可否について照会した際に同意書を異議申立人から取得せずに行っているが、そのことが本件請求の理由と思われる。  
他法他施策の利用判定は、生活保護法第 50 条第 1 項の規定により定められた指定医療機関医療担当規程第 6 条（現在は第 7 条）の規定により指定医療機関が交付する証明書又は意見書等により行われるものであるところ、本件文書において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）との関連で同意書についての説明がされており、病状照会に際して同意書は不要とされていることから本件文書を特定し、本件決定を行った。
- 3 大情審答申第 272 号は、自立支援医療適用の可否と精神保健福祉手帳の可否の根拠となる文書の公開請求に係る答申であり、大健福第 1916 号と第 1918 号は、平成 21 年 7 月 30 日に健康福祉局（当時）が異議申立人に次の公文書を公開決定したとの通知であるが、異議申立人の主張する矛盾はないものと考えている。
  - ・平成 18 年 10 月定例査察指導員会議レジメ
  - ・平成 18 年 9 月 29 日社援保発第 0929003 号・社援指発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局保護課長、社会援護局総務課指導監査室長からの連名通知「生活保護

における他法他施策の適正な活用について」

- ・精神通院医療適用確認調書
- ・他法活用検討依頼通知

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

### 2 争点

実施機関は、本件文書を特定し本件決定を行ったのに対して、異議申立人は他に特定すべき文書があることから、本件決定を取り消し、本件文書以外の文書を特定し公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定の取消しの妥当性及び他に特定すべき文書の存否である。

### 3 本件決定の取消しについて

異議申立人は本件決定の取消しを求めているが、既に特定している文書自体の公開決定の取消しについては異議申立ての利益がないことから、以下で、本件文書以外に特定すべき文書の存否についてのみ判断する。

### 4 本件文書以外に特定すべき文書の存否について

(1) 実施機関は、第4の2のとおり、平成20年3月26日に、異議申立人から主治医に照会することについての同意書を得ずに、生活支援担当が異議申立人の主治医に他法他施策の一つである自立支援医療の適用の可否について照会したことが本件請求の理由であると判断し、本件文書を特定したとのことである。

そこで、当審査会において、本件文書を見分したところ、「I申請相談から保護の決定に至るまでの対応」の「4関係先調査の実施」には、「④まとめ」として、「生活保護の適用や被保護者の支援に当たって、必要な被保護者の病状を把握するための被保護者の病状調査について、法第50条第1項及び指定医療機関医療担当規程第6条に基づく調査を行い、または、法第50条第2項に基づく指導を行った場合には、本人の同意なしに回答（個人情報提供）を得ることが可能である。」と記載されていた（なお、ここでいう「法」とは生活保護法のことである。）。

(2) 一方、異議申立人は、第3の3のとおり、「自立支援業務の窓口である保健福祉担当は同意書が要ると回答していることから、生活支援担当でも他法他施策の一つである自立支援医療適用の可否の確認には同意書が必要である」と主張している。

当審査会において、異議申立人が意見書に添付している市民の声回答

(No. 1001-10056-001-15) を見分したところ、自立支援医療の申請については、生活保護受給の有無にかかわらず、医師意見書・同意書（税情報確認のため）（以下「本件関連文書」という。）等の提出があれば申請受付を行う旨が記載されていた。

この点について、実施機関に確認したところ、本件関連文書は、自立支援医療費（精神通院）支給に係る申請に当たり、職員が申請者及び世帯員の収入につき、各市税事務所の保有する市民税関係公簿等を閲覧すること等に関する同意書であるとのことであった。さらに、実施機関から本件関連文書を提出させ、当審査会において本件関連文書を見分したところ、「私は、自立支援医療費（精神通院）支給に係る申請にあたり、その認定調査のために、市担当職員が私及び私の世帯員の収入につき、各市税事務所の保有する市民税関係公簿…を閲覧することに同意します。」との記載が認められた。

(3) 以上から、本件文書と本件関連文書は同意を求める内容や適用する状況が異なるものであると認められるところ、本件関連文書は、自立支援医療を適用申請する際に申請者の収入状況照会時に使用する書面であり、生活保護から他法他施策である自立支援医療に切り替える際の主治医への照会時に使用する書面ではないことが認められる。

したがって、本件関連文書は本件請求に対して特定すべき文書ではなく、また他に特定すべき文書も存在しないことから、本件決定は妥当であると認められる。

## 5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第18号

年 月 日	経 過
平成23年7月8日	諮問
平成23年11月29日	異議申立人から意見書の提出
平成23年12月26日	審議（論点整理）
平成24年1月25日	不服申立人意見陳述
平成24年2月13日	実施機関理由説明
平成24年3月14日	審議（論点整理）
平成24年4月16日	審議（論点整理）
平成24年5月28日	審議（答申案）
平成24年6月11日	審議（答申案）
平成24年6月27日	答申